

不当判決許せない！ 大阪地裁判決 大飯原発仮処分裁判 高裁に即時抗告して闘おう！ 4・20集会

4月16日に大阪地方裁判所は、大飯3・4号の運転差止を却下する判決を出しました。余りにも不当な判決であり、原告団はもとより、全国から強い憤りの声が上がっています。福島原発事故の教訓から何も学んでいません。私たちは、この不当判決を受け入れることはできません。そのため、大阪高等裁判所に即時抗告します。地裁判決を徹底的に批判し、大飯原発3・4号の運転を止める闘いを進めましょう。

4月20日の集会では、弁護団と共に判決文の批判の内容を確認・議論し、高裁での即時抗告に向けて意思を固めましょう。

さらに、原子力規制委員会は、新規制基準に適合していなくても、9月の定期検査まで運転を継続させようとしています。16日の判決を待っていたかのように、規制委員会は17日の会合で、大飯原発の新基準適合性を評価することを決め、18日には関電が報告書を提出、19日から6月末までに判断することを決めました。これら大飯を特別扱いにする動きに対しても、反対の声を強めていきましょう。

裁判の原告・支援者、大飯原発の運転に反対する皆さん、集会にご参加ください。

集会内容（予定）

- 判決文の批判（弁護団、原告団）
立証責任／ 制御棒挿入性問題／ 敷地内
活断層の評価／ 津波評価など
- 新規制基準と大飯原発特別扱いの批判
- 即時抗告と今後の活動について議論

日時：4月20日（土）18:15 開場 18:30～20:45

場所：エルおおさか 本館7階 709

（京阪・地下鉄谷町線「天満橋」下車歩6分）

参加費：一般500円（大学生以下300円）

主催：おおい原発止めよう裁判の会

★ゲスト フクロウの会代表 阪上武さん

不当判決の内容いくつか（まだまだあります。詳しくは集会で）

●消防ポンプ等の緊急安全対策やストレステストでOK

判決は、緊急安全対策、ストレステスト、4大臣基準について、「現在の科学技術水準に照らして合理性を有する」というべきである」とまで述べ、安全性に問題なしとしています。

●制御棒挿入時間の2.2秒は基準ではない

判決では、「現時点では3連動の地震が起きる可能性があるとして安全性を検討するのが相当である」として3連動については認めつつも、制御棒挿入時間の基準値については、「2.2秒は一応の目安であり、債権者らが主張する許容値には該当しない」と基準値であることを否定し、関電の主張をうのみ。

●敷地内破砕帯は「地すべりの可能性が高い」

大飯原発敷地内の断層は、専門家による調査が続けられているにもかかわらず、裁判長は地震や地すべりの専門家でもないのに、「地滑りによる可能性が高いと認められる」と勝手に決め付けました。